

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示をしているか。

＜大学の理念・目的を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示＞

本学では、社会の変化に対応することができ、在学中だけでなく卒業後においても、主体的かつ積極的に自らの能力を高める人材を養成するため、修学支援、生活支援、キャリア支援の3つの方針に基づき、全ての学生に対して支援することを明示するとともに、以下のとおり、本学ウェブサイトにて公表している（根拠資料7-1【ウェブ】）。

1) 修学支援

- ・ 主体的に学び、学習意欲・態度を高め、学生一人ひとりがその能力を発揮できるよう支援する。
- ・ 各関係組織が連携し、教職員が協働して相談・指導する修学支援体制を整備する。
- ・ 地方にいながらも国際化に対応できるグローバル人材養成のための修学機会を支援する。
- ・ 成績不振者、休・退学者、修業年限を満了し卒業所要単位数不足者の状況を把握・分析し、各関係組織が連携して適切な対応を行う。
- ・ 特別な支援を必要とする学生に合った実効性ある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現するとともに自立を可能とするように支援する。

2) 生活支援

● 健康・安全

- ・ 保健管理、健康教育及び健康相談を通じて、学生一人ひとりが心身ともに健康で安全安心な学生生活を送るための体制を整備する。
- ・ 学生の抱える問題、特にメンタルケアについては、各関係組織と連携し、学生相談・支援室の機能を促進する。
- ・ ハラスメント防止に向けての啓蒙活動に注力するとともに、ハラスメント相談機能を強化し、所定の規程・基準・手続に従って適切に対処する。
- ・ 災害等の様々な危機管理において、安全対策を整備し、学生の安心安全が損なわれないように対処するとともに、危機対応の啓蒙活動に努める。

● 経済

- ・ 社会環境の変化に応じ、経済的に修学が困難等の多様な修学支援ニーズに対応するため、学内外の奨学金、授業料減免やその他経済的支援体制を整備する。

● 課外活動

- ・ 学生の間力や社会人基礎力を養うため、サークル活動・ボランティア活動、ピ

アサポート活動などを支援し、学生が自主的に参加できる体制を整備する。

3) キャリア支援

- ・ 学生が入学時から段階的に自らの職業観・勤労観を養い、自らの人生を切り拓く力を身に付けるためのキャリア支援体制を整備する。
- ・ 各学部・研究科及び各組織が連携し、学生の社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度を育むとともに、生涯を通じて持続的な就業力が身につくよう、全学的なキャリア教育の取組を強化する。
- ・ 学生一人ひとりのキャリア形成を実現するため、キャリア教育科目と連携した系統的な就業力育成支援を行う。
- ・ 学生が主体的に進路選択・就職決定ができるよう多様な支援プログラムを実施するとともに、就職相談を通じて助言・情報提供等を行い、学生個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制を適切に整備しているか。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援を実施しているか。

- ① 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ② 正課外教育
- ③ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ④ 障害のある学生に対する修学支援
- ⑤ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ⑥ 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応
- ⑦ 奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援を実施しているか。

- ① 学生の相談に応じる体制の整備
- ② ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ③ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援を実施しているか。

- ① 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ② 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。

<学生支援体制の適切な整備>

本学では、学生からの相談は、学生支援室において可能な限りワンストップで解決できる体制を目指している。そのうち専門的な内容については指導教授や関連部署(教務課、薬学部事務室、保健室、学生課、キャリアセンター課)との連携を強化し、問題解決に努めている。窓口となる学生支援室では、本学学生が大学生活において直面する諸問題に関する相談に対応し、本学の理念に適う充実した学生生活を送れるよう手助けをするとともに、学生スタッフ(学生支援団体PIER及び障がい学生支援団体POP)によるピアサポート(学生による学生のための学生生活支援)活動を支援する事業を展開している(根拠資料7-2、根拠資料3-20【ウェブ】、根拠資料7-4【ウェブ】、根拠資料7-5【ウェブ】)。

指導教授制度を全学部で設け、全ての学生に対して、指導教授を割り当てている。指導教授は、学生からの学習相談や進路相談、生活相談に適宜対応することで学生一人一人に目が行き届く支援体制を整備している。例えば、4年間途切れなく演習科目が必修化されている経済学部、経営学部、人文学部社会科学部では、演習科目の担当者がそれぞれの学生指導教授となっているほか、2年次の演習が開講されていない人文学部英語英米文学科は、2年次の学生の指導教授は1年次の演習担当者となっている。また、2年次の演習が選択となっている法学部は、演習を履修した場合は、演習担当者が指導教授となり、演習を履修しなかったものは1年次の演習担当者が指導教授となる。薬学部は、「アドバイザー制」を採用しており、全ての学生に対してアドバイザーとして教員が割り当てられており、1年次前期の導入科目におけるグループ学習などにおいてチューターとして関与しながら、その後の履修指導や生活指導を行っている。学生は自分の指導教授については、学内ポータルによって常に確認できるようになっている。さらに、全ての専任教員が毎週1コマの「オフィス・アワー」を設定しており、学生の相談機会を確保するようにしている(根拠資料1-4 p.39)。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

① 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

法学部では、1年次必修科目である「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」の全てを未修得の学生を対象に、法学部の学生として求められる学修の方法やその習慣づけ、そして必修科目の習得を目指す補習授業として、「法律学の初歩」を2018年度より開講した。「法律学の初歩」を受講した学生には、必修科目の修得率に改善が見られた(根拠資料2-43)。

薬学部では、各科目の講義内容の理解に必要な計算や考え方などの基本事項及び学習方法を習得させ、自立学習ができるようになる方向へ導くことを目的とし、2018年度入学生(1年次生)から学習サポートプログラムを実施した。それぞれの学習能力及び成績状況から判断してサポート対象者を選定し、学習サポート委員(教育職員6名)が作成した課題について、基本的には演習形式で委員及びスチューデント・アシスタントの学生の助言・指導を受けながら取り組ませた。今後は年度ごとに3年次生までサポート対象学生の範囲を拡大する予定である。また、推薦入試による入学予定者に加えて、一般入試、センター試験利用入試の合格者を対象に、ナガセ(東進ハイスクール)の入学前準備教育DVD添削講座(化学、各12講、毎回課題提出、希望者は数学、物理、生物、国語力入門も受講)を行うことで大学教育へのスムーズな移行を促している(根拠資料7-6)。

② 正課外教育

学生の自主的な学びを促進させるための正課外教育として、学生支援室ではレポートの書き方セミナーを実施し、大学で求められるレポートの組み立て方や分かりやすい文章を書く技法を学ぶ機会を提供し、2018年度は75名、2019年度には83名の参加があった（根拠資料 7-2、根拠資料 7-7）。また、図書館では、本学学生を対象に、書評の書き方教室や図書館書評賞の募集・表彰、ビブリオバトルなどの取組みを通じて、各専門科目の学習に必要な批判的思考力や情報発信力を学ぶ機会を提供している（根拠資料 7-8【ウェブ】、根拠資料 7-9【ウェブ】）。これらの取組みは正課外教育の一環として展開しており、活動を通じて学生が正課教育だけでは身につけることが難しい能力の涵養に努めている。

③ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

受入留学生に対しては、国際センターが留学を希望する学生向けのガイドブックを作成し、来日後から帰国まで、スケジュールに基づき、国際センター課に関することや保険、学生生活支援内容、学生心得などのガイダンスを実施して、同時に緊急時の対応や出入国管理法等関係する手続に関しても細かく指導している。

留学生には、日本人学生が1対1でサポートするチューター制度を設けることで、留学生の相談に細やかに対応できる体制を整えている。また国際センター主催の日帰り旅行など、留学生が日本人学生と触れ合う機会を増やす行事も行っている（根拠資料 7-10、根拠資料 7-11、根拠資料 7-12、根拠資料 7-13【ウェブ】）。

④ 障害のある学生に対する修学支援

本学に入学してくる学生の中には、配慮を必要とする学生が一定数存在する。その主な障害種としては、「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」「発達障害」「精神障害」「その他の障害」等に分けることができる。

入学前の段階で支援の必要があることが判明している入学志願者に対しては、本学の受験申込前に本人と保護者及び学部長や関係部署の担当者で面談を行い、入学後の支援の希望をきき、その内容を受けて、大まかな支援内容を策定し、「学生支援室運営委員会」において、「障害等による修学上の配慮要望について」に基づく支援内容を決定し、志願者に通知している。合格発表後、合格者及び保護者と面談を行い、協議の上、具体的な修学上の支援（配慮）内容を決定している（根拠資料 5-1 p. 13、根拠資料 5-2 p. 15）。

聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害及び精神障害などを抱える学生が授業において配慮を希望する場合は、学生支援室で希望を受け付けた後、一定期間学生の様子を確認しつつ、学生支援室・保健室・教務課担当者が面談するなどし、3部署が連携して支援の方法を検討している。その結果、「配慮」が必要と判断された場合は、教務委員長名にて授業担当者へ「配慮依頼」の文書を発信している。また、各学期の最終試験においては、別室受験等の対応を行っている。2018年度前期に「配慮依頼」を行った学生は16名であった。前期試験では、車椅子利用の学生1名について、別室受験を行った。2018年度後期に「配慮依頼」を行った学生は10名であった。後期試験では、車椅子利用の学生1名、不安性障害の学生1名について、別室受験を行った（根拠資料 7-3【ウェブ】、根拠資料 7-14）。

近年では、障害を持った学生や学修や生活に不安を感じる学生が多く入学してきている

傾向にあることから、彼らの不安を取り除き、全ての学生が各専門分野の学修にのぞめるよう環境条件の整備をすることを目的に、学生支援室において以下の機関と連携を取ることで、社会的要請をふまえたより細やかな対応を心がけている。

1. 他の高等教育機関（「全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）」との連携による）
2. 障害学生の出身高校等（入学志願時から入学時まで）
3. 「障害学生修学支援ネットワーク（JASSO）」
4. 医療機関（診断、加療、助言）
5. NPO・一般社団法人（入学式、卒業式での手話通訳等）

⑤ 成績不振の学生の状況把握と指導

成績不良者への修学指導については、年度始めに、前年度終了時点での成績不良者を対象に、父母へ注意通知を行うとともに、父母の会と共同で成績相談会を開催している。2018年度は、松山会場を含む10地区で開催し、117組137名が参加した（根拠資料7-14）。

⑥ 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

留年者及び休学者並びに退学希望者の状況把握と対応は教務課が窓口となり、休退学を希望する学生（場合によっては保護者）と指導教授及び教務課職員が面談し、状況の把握と対応を行っている。2018年度までの学籍異動状況は以下のとおりであり、例年と比べ大きな差はない（根拠資料7-14）。

異動区分	休学（半期）	休学（1年）	退学	除籍	計
2015年度	113名	22名	138名	20名	293名
2016年度	128名	13名	150名	19名	307名
2017年度	103名	24名	132名	15名	274名
2018年度	96名	27名	139名	11名	273名

※数字は、学部生のみ。「休学半期」は延べ人数。2019年3月31日現在

⑦ 奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構の奨学金に加えて、本学独自の松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金を設けている。学外の村田奨学金、星川奨学金、三浦教育振興財団からも、毎年、本学学生が奨学金を受けている。これらの奨学金とは別に、突発的な事由により学費の支弁が著しく困難になった者に対し、「松山大学特別奨学金規程」を定め、授業料及び教育充実費の全額又は半額を給付している。また経済的に困難な学生に対しては、学費延納制度もある。成績優秀者に対するスカラシップは、入学試験成績優秀者スカラシップ奨学金、成績優秀者スカラシップ制度特別奨学金、薬学部特別指定校スカラシップ奨学金を設けている。課外活動における成績優秀者に対しては、入学試験スポーツスカラシップ奨学金、スポーツスカラシップ制度特別奨学金を用意し、学生の課外活動に対する支援を行っている。本学学生の海外留

学に対する経済的支援として、最大 30 万円の助成金の支給を行う海外語学研修助成制度があり、夏季及び春季休暇に実施している。年間定員 33 名に対して、充足率は非常に高い（根拠資料 7-15、大学基礎データ表 7）。

私費外国人留学生については学費減免制度があり、2018 年度にその対象となった私費外国人留学生は、学部生 11 名・大学院生 4 名であった。経済的事由により修学が困難な私費留学生にとっては手厚い制度である。また大学・大学院の 1 年次生及び編入学 1 年目の私費外国人留学生を対象に、月額 10,000 円×12 カ月給付される私費外国人留学生奨学金制度があり、2018 年度は 2 名に支給している（根拠資料 7-10、根拠資料 7-16）。

これらの情報のうち奨学金及びスカラシップ制度については本学ウェブサイトにて広く周知している。1 年次生に対しては入学時に、在學生に対しては毎年 3 月に、各種奨学金に関する説明会を開催している。私費外国人留学生の学費減免制度については、大学院学生募集要項において情報提供しており、詳細は国際センターで問い合わせに応じている（根拠資料 7-17【ウェブ】、根拠資料 5-3）。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

① 学生の相談に応じる体制の整備

学生からの相談に対しては、学生支援室が窓口となっている。そこでの相談の結果、関連する部署との相談・連携を通して問題の解決に当たっている。学生支援室では、障害学生などの重大な問題を抱えた学生が増加している中、2014 年度より配置した障害学生支援専門の嘱託職員 1 名とカウンセラーの両者が連携して支援を行い、必要に応じて指導教授や関連部署とも連携し、学生や父母からの様々な相談に対応し、問題解決に努めている。更に、2016 年度よりカウンセラーの雇用形態を変更し、カウンセラー 2 名（月水金担当 1 名、火木担当 1 名）、学生支援室嘱託職員 1 名の合計 3 名を相談担当者として配置し、対応時間も昼休みを除く午前 10 時から午後 4 時 30 分の 5.5 時間（夏季休暇期間は 30 分短縮）に拡大することで、学生の対応に力を入れている。

更に、多様化する学生相談や障害者支援に対応するため、今年度から新たに「日本学生相談機関代表者協議会」と広島大学が主催する「教育のユニバーサルデザイン化推進ネットワーク（UE-Net）」の 2 団体に新規に加入することで、他機関とのネットワークを通じて学生支援に関する最新の情報収集に努めている（根拠資料 7-2、根拠資料 3-10、根拠資料 7-18、根拠 3-22、根拠資料 7-19、根拠資料 7-20、根拠資料 3-21、根拠資料 7-21【ウェブ】）。

② ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学の学生及び教職員が、個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学、就労、教育又は研究を健全で快適な環境の下に遂行できるようハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の防止及び排除のために、本学では「学校法人松山大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、学内に相談窓口を設けているほか、学外の相談窓口として臨床心理士を相談員としている（根拠資料 7-22【ウェブ】、根拠資料 7-23）。

③ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、保健室が日常的な救急処置あるいは心身の不調を自覚して来室する学生に対応しているほか、学生に対する健康診断を実施している。本学学生の2018年度の健康診断受診率は93.4%で、2017年度と比較して微増した。健康診断の結果、有所見者に対し、再検査・精密検査等事後措置を行い、特に緊急を要する場合や健康障害の恐れが高いにも関わらず一定期間を過ぎても来室しない場合には、保健室から連絡し状況を確認するとともにフォローに努めている。また、体育会系部員や海外研修の参加者に対しては、追加検査を実施した上で、注意喚起している。

薬学部実務実習開始前の健康診断については、薬学教育コアカリキュラムの改訂に伴い、2019年度より実習時期が4年次生の2月下旬から開始することとなったことを受け、5年次生で第Ⅰ期・第Ⅱ期に配属される学生が通常4月に実施する学内定期健康診断を受けることができない事態が発生した。そのため、該当者の健康診断を実習開始前の4年次生の1月に変更している（根拠資料2-11 p.28）。

また、学生に対して医学的、保健的な観点から健康相談の機会を設けており、心身の健康について多角的な面から捉えるとともに、背景要因を探り、心身の悩みの軽減を目指している。その中には、心身の健康問題の多様化に伴って、課題解決にあたり関係部署へ緊ぎ組織的な対応を必要とする場合や学校医の指示を仰ぐ事例、他機関と連携を図りながら対応を要する事例もあった。禁煙支援については、健康診断時に喫煙の健康影響を掲示し禁煙への意識啓発に努めている（根拠資料7-24）。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

① 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路に関する適切な支援のためにキャリアセンターを設置し、学生のキャリア支援を行う体制を整えている。また就職活動で首都圏に滞在する学生のために、東京オフィスが情報提供及び休憩の場所を提供している（根拠資料3-9）。

② 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターは、進路相談・添削指導・模擬面接など個別指導に力点を置いた支援に努め、近年の内定率は高い水準で推移している。就職ガイダンスは、5月から2月までの間に4回開催し、就職活動を取り巻く状況を伝えるとともに、就職活動準備について指導を行っている。また、就職活動支援プログラムとして、S P I (Synthetic Personality Inventory) 模擬試験の実施、定期就職講演会、業界研究会、各種セミナーを実施した。受講者が前年より減少したセミナーもあったが、個別面談形式の講座は、毎回ほぼ定員に達している。特に、「S P I フォロー相談」は、10月に受検したS P I 模擬試験の結果解説シート・アセスメントに基づいた面談であり、就職活動において必ず要求され、学生たちが最も苦勞する自己分析の一助となっている。

就職活動準備の第一歩として就職ガイダンス等への参加率の向上に努めたところ、2018年度の第2回から第4回就職ガイダンスの出席率は平均81.1%となり、2017年度より6.5ポイント上昇した。また、3年次生を対象として10月に実施した2018年度のS P I 模擬試験の受検者は866名で、2017年度より100名増となった。更に、採用選考時の筆記試験

対策として、当初予定していなかった2回目のSPI模試を2月下旬に実施したところ、就職活動開始直前であったにもかかわらず、330名の受検があった。

広報活動が開始となった2019年3月には、文系学部生を対象に、学内就職合同セミナーを3日間の日程で開催した。県内外の企業225社の参加を得て、3日間で延べ1,923名(実人数908名)の学生が参加した。また、薬学部は5年次生に加えて4年次生も対象に、1日に午前・午後の二部制で実施し、薬学部で選定した108社の参加を得て、延べ204名(実109名)の学生が参加した。

その他、愛workやハローワーク等の外部機関からキャリアカウンセラーの派遣を一定期間受けることで、就職指導体制を補完している(根拠資料7-25、根拠資料7-26【ウェブ】、根拠資料7-27、根拠資料7-39)。

また、就職活動で首都圏に滞在する学生のために、東京オフィスが情報提供及び休憩の場所を提供している。近年は売り手市場の追い風を受け、表のとおり100名前後で推移していた本学学生の東京本社企業への就職者数は、2017年度には152名、2018年度には159名となった。それに伴い、東京オフィスへの来室学生延べ人数も増加傾向にある。東京オフィスでは、首都圏で就職活動を行う学生に対し、対面、電話及びメールでの個別相談、エントリーシート・履歴書の添削、面接練習、相談後の状況確認・フォローを実施している。2018年度は、東京オフィスとキャリアセンターをSkypeで繋ぎ、遠隔地であっても顔の見える支援を行った(根拠資料7-28、根拠資料7-29【ウェブ】)。

東京オフィスへの来室学生延べ人数及び東京本社企業就職者数

項目\年度	2014	2015	2016	2017	2018
東京オフィスへの来室学生延べ人数	140	116	92	139	165
東京本社企業就職者数(A)	117	105	98	152	159
全就職者数(B)	1,023	1,096	1,045	1,070	1,113
東京就職率(C) = (A) / (B) (単位: %)	11.4	9.6	9.4	13.6	14.3

※2018年度は2019年3月31日時点

2018年度 月別学生相談件数(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来室	33	13	30	14	8	4	7	4	4	2	12	34	165
Skype	5	7	7	4	0	0	6	1	1	0	0	1	32
合計	38	20	37	18	8	4	13	5	5	2	12	35	197

また本学では、学生が自らの専攻や将来の職業に関連した職業体験(研修)を行うことができる機会として、インターンシップを実施している。本学のインターンシップは、本学が加盟している「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会」経由のものと同学独

自のものがあり、2018年度は両者合わせた受け入れ可能企業数が135であった。2019年度は「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会」経由で121の事業所が受け入れを表明している。

本学のインターンシップ制度の特色は、「講義・企業実習・学生によるレポート・報告会」という流れに沿って、理論と実体験を結びつけることにある。講義で得た知識を企業実習の場で活用し、企業実習の場で得た経験をその後の勉学や就職活動に活かしていけるようにプログラムを組んでいる。

インターンシップ教育では、インターンシップに対する意識を高めるため、就職活動への意識付けと、単に就職できればよしとするのではなく、有意義な職業人生を送ることに意味があることを伝え、一生涯にわたるキャリアマインドの醸成に努めている。インターンシップ参加希望者に対しては、研修事前講義「インターンシップ活用Ⅰ」を開講し、この講義を受講した者だけが「インターンシップ研修」を受けられる制度とすることで、「理論と実践」の連携を図っている。その意味で「研修」は、「調査実習」という側面をも重視するものである。また、研修事後講義「インターンシップ活用Ⅱ」を設け、研修で得た経験を深め、その後に活かせるよう体系的なプログラムとなっている。インターンシップに参加した学生に対して、インターンシップ研修前（7月）、研修直後（9月）、研修後6ヶ月経過（1月）の3度にわたってアンケートを行い、学生の時系列変化についてデータを得ている。2017年度には、得られたデータの分析から時系列で学生の変化をとらえ、インターンシップ研修終了直後の「一時の高揚感」ではなく、本当に変わったと言える「真の成長」が達成できるような「インターンシップ活用Ⅰ・Ⅱ」「インターンシップ受入プログラム」の検討を行った。

インターンシップの参加学生数は、2018年度で182名であった。アンケート結果からインターンシップ研修に参加した学生の満足度も70%を超えているとの結果が出ている。また、かつては無断欠席などで受入先から苦情を寄せられた学生がいたが、2016年度以降は、そのような苦情は本学に寄せられていない（根拠資料7-33、根拠資料7-34【ウェブ】）。

大学院生に対しては、研究に関連する学会や投稿に関する情報を、指導教授から適宜提供している。博士後期課程在籍者に対しては公募情報を提供するほか、経営学研究科博士後期課程在籍者1名については、教授能力を培う機会として、2016年度より、松山短期大学の経営学特殊講義（2単位）1科目を担当している。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

学生のサークル活動に対しては、御幸キャンパスに部室を含めた総合的な体育施設を建設中であり、他にも御幸キャンパスにはメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場・剣道場、弓道場、50m公認プール、テニスコート、グラウンドが、久万ノ台グラウンドには陸上競技場、硬式野球場などを整備し、充実した部活動の環境の整備に努めている。また課外活動旅費については、「学校法人松山大学課外活動費支給規程」に基づき支給している（根拠資料7-30）。

文化・スポーツを通じて顕著な成績を収めた学生の表彰式を毎年度実施しており、2018年度は9団体、29個人が受賞し、被表彰者に対し、表彰状と成績に応じた奨励金を授与した。本表彰制度は、学生が課外活動を行う上での意欲向上の機会の1つとなっている（根

拠資料 7-15、根拠資料 7-37)。

部活動の指導者に対しては、年に 1 回、部活動指導者懇談会を開催し、部活動に対する指導者の貢献に感謝するとともに、指導者からの要望を直接聞く機会としている (根拠資料 7-15、根拠資料 7-38)。

資格試験・能力検定試験に合格することを目指す学生を支援するために、本学では、資格・能力取得奨励金制度を設けている。合格の難易度に応じて奨励金が支給されるが、2018 年度は 111 件の申請があった。申請件数は近年増加傾向にある (根拠資料 7-15、根拠資料 4-44)。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

課外活動について、大学側と学生側の意見交換の場として年に数回、「課外活動協議会」が開かれる。「課外活動協議会」の構成員は、大学側から(1)学生委員長 1 名、(2)学生委員 3 名、(3)学生部長(次長)・学生課長(課長補佐) 2 名、学生側から(4)学生自治会執行委員会代表 2 名、(5)文化会中央委員会代表 1 名、(6)体育会中央委員会代表 1 名、(7)前記(5)・(6)以外の専門機関、学生新聞部及び応援団チアリーダー部の選出する代表 1 名である。学生が大学側に直接要望を述べることができる貴重な機会となっている (根拠資料 7-31、根拠資料 7-32)。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上の事例があるか。

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

学生支援の適切性については、学生支援を実施する各部局が、それぞれ作成する事業報告書において前年度の事業計画を点検・評価している。同時に、学生支援の中心的な機関である教務課、学生課、キャリアセンターの活動については、「教学会議」において、会議の構成員でもある教務委員長、学生委員長、キャリアセンター長から、それぞれ報告をすることで、全学的な点検・評価を行う機会を担保している。そして、これらの点検・評価を踏まえ、改善が必要な事項がある場合には「教学会議」より各部局に対して改善指示をすることにより、改善・向上を目指す仕組みとなっている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上の事例>

文系学部において、2010 年度に成績優秀な学生の確保を目的として、入学スカラシップ制度が導入された。導入当初は、入学試験の成績上位者で本学に入学した学生に対し、4 年間の学費相当分を支給することとしていたが、「学生委員会」において入学後の成績を追跡調査すると、対象の学生が必ずしも学部の成績上位に位置しないことが明らかとなってきた。同制度が成績優秀な学生の確保に直接つながっていないことが示されたことで、制

度の改善が求められた。そこで、2013 年度に毎年度スカラシップを獲得する機会を学生に与えることで学生が勉学に励み、同時にそのような学生が褒賞されることでさらに勉学に励む動機付けとするために、入試の成績だけに基づく制度から、学年ごとに成績優秀者がスカラシップを得られるように制度を改めた（根拠資料 7-35、根拠資料 7-36）。

（2）長所・特色

- ・学生からの相談は、窓口となる学生支援室において可能な限りワンストップで解決できる体制を目指している。相談のうち専門的なものについては指導教授や関連部署（教務課、薬学部事務室、保健室、学生課、キャリアセンター課）との連携を強化し、問題解決に努めている。
- ・修学支援は、留学生に対しては国際センターが、障害のある学生に対しては学生支援室が中心となり、関係部局と協力して細やかな指導を行える体制を整えている。
- ・さまざまな種類の奨学金やスカラシップ制度を用意し、学生が金銭的な負担を軽減できる方策を整えている。
- ・学生の進路については、キャリアセンターが中心となり、学生に対する情報提供や就職ガイダンスの開催などにより学生の就職率の向上を目指している。首都圏で就職活動を行う学生に対しては、東京オフィスが情報提供と休憩の場所を提供することで、地方大学の立地上の不利を補っている。また、近年では施設利用者及び東京本社企業就職者数が増加傾向にあることから、東京オフィスにおける支援が効果的に機能しているといえる。

（3）問題点

- ・障害のある学生など、配慮を要する学生が増加する一方で、それに対応する専門的な職員の配置等が必ずしも十分ではない。

（4）全体のまとめ

本学は、修学支援、生活支援、キャリア支援の3つの方針を定め、本学ウェブサイトにて公表している。修学、生活、奨学金、進路、課外活動の各分野において、方針に沿った学生に対する支援制度を順次整備してきた。学生からの相談は、学生支援室を窓口として、各部署が連携しながら適切に対応している。しかし、配慮を必要とする学生に対する支援については、人的な問題から、必ずしも十分な支援制度がとれていない。今後は、そのような学生に対する支援制度の充実が必要である。